

2009/2/20

## カナダにおけるクラス・アクションの概略

## (オンタリオ州を中心に)

中央大学法科大学院教授  
大村 雅彦

## 第1 総論

## (1) クラス・アクション立法

8州+連邦がクラス・アクション根拠法を有する。アメリカよりも詳細に明文で。

- ・ケベック州 民事訴訟法 999条～1052条 (1978年)
- ・オンタリオ州 クラス訴訟法 (Class Proceedings Act 1992年) [以下、条数のみで]
- ・ブリティッシュ・コロンビア州 クラス訴訟法 (1995年)
- ・連邦 裁判所規則 299.1～299.42条 (2002年) : 対象事件類型が限定

## (2) クラス・アクションの政策目的 (理念)

- ①裁判所へのアクセスの保障 (個々人では實際上提訴不能)
- ②司法経済 (=重複審理の回避)
- ③行動修正 (=法の不遵守の抑止)

## (3) 対象事件類型—— (連邦規則以外は) 限定なし

- ・製造物責任&大規模不法行為 (事故) ・契約 (不実表示など) ・保険金、年金
- ・競争法 (価格操作など) ・証券取引法 (株価) ・環境紛争 ・労働紛争

## 第2 クラス・アクションの手続的要点

## (1) クラス・アクションとしての認可(certification)

認可要件 :

次の要件をすべて満たすときは、クラスを認可しなければならない。(第5条)

- ・訴答書面において訴訟原因を示すこと
  - ・識別可能なクラスが存在
  - ・代表者となる者の適切性
  - ・共通争点の存在
  - ・クラス・アクションによることが訴訟手続として望ましいこと (preferable)
- ※アメリカのように共通争点の「優越性」の要件はない。preferability で対応。

次に掲げる事由を理由としてクラス認可を拒否することはできない。(第6条)

- ・請求が構成員ごとに別個の契約に基づくこと
- ・損害額が個人別の算定を要すること
- ・構成員によって異なる救済が求められていること
- ・構成員の人数や氏名・住所が不明であること etc.

## (2) クラス構成員の手続権保障と判決効

### 手続権保障の仕組み：

- ・認可の要件としての適切代表（実際には典型的な立場の個人が原告となる）
- ・一部の者だけに共通の争点があるときは、サブクラスも認め、代表者を置く
- ・複数の手続段階におけるノウティス（通知）
- ・クラス構成員によるオプトアウト（離脱）の権利
- ・クラス構成員の訴訟参加
- ・代表原告が上訴しない場合にクラス構成員が上訴可能
- ・クラス・アクション係属中は、構成員の権利の出訴期限も進行停止
- ・共通争点があると認められクラス認可される場合、クラス構成員の個別争点を判断する手続や、金銭賠償額の計算と分配のための手続を用意
- ・和解や手続終了には裁判所の承認が要件とされること
- ・手続全体にわたって裁判所による事件管理(case management)の強化

### ノウティス：

クラス訴訟としての認可、和解の認可、共通争点に関するトライアルなど、手続の重要な局面ごとに、クラス構成員に対して通知がなされる（17条～19条）。通知の方法は、個別郵送、新聞広告、WEBサイト、TVCMなどさまざま、裁判所の承認が必要である。クラスの規模の大きさ、住所情報の有無、費用等を勘案する。実行可能な通知（feasible notice）で足りるとされている。裁判所は、通知を免除することも理論的にはできる（17条2項）。

### 判決効：

以上のような手続的保障の下に、勝訴・敗訴を問わず、「共通争点に関する判決は、クラス訴訟からオプトアウトしなかったクラス構成員全員を拘束する」。

(27条3項・17条6項(f))

## (3) 共通争点と個別争点の審理

### 共通争点の審理：

一括して審理・判断＝トライアル及び裁判の分離不可（11条）

和解が多いので、ほとんどの弁護士は共通争点のトライアルすら未経験と思われる。

### 個別争点の審理：

十分に確立された慣行がなさそうであるが、金銭的損害の「総額の査定」ができる場合を除き、その他の個別争点については、裁判所規則に従い、他の裁判官、退職判事または弁護士等を referee に指名して事件を付託することができる。（25条）ここでは、個々の被害額や因果関係等の個別争点について、ADR的な手続を実施する。事件の種類によって損害の立証の難易（定型度合い等）も異なる。この審問等の手続に関しては、裁判所は、当該争点を解決するのに最も安価かつ迅速な方法を指示しなければならない（クラス構成員が非常に多い事件で、合計80人の弁護士を referee として使った例も）。

## (4) 和解

大多数の事件は和解で終わる。

クラス認可の後だけでなく、前にも、和解が成立している。

和解交渉は、双方の弁護士を通じて行われ、事件担当裁判官とは別の裁判官が調停人役として関与することもある。

原告側弁護士は、クラスに対して受託者としての義務 (fiduciary duty) を負っており、和解交渉に際してはクラスの利益を最優先しなければならない。裁判官は、和解の許可の審理において、和解案が公正かつ合理的で、関係者の最善の利益に適うものであるようにする責務を負う。

和解は裁判所の許可を得なければ効力を生じず、裁判所が許可した和解はクラス構成員全員を拘束する (29 条 2 項・3 項)。

#### (5) 立証

通常のディスカバリが適用される。

通常訴訟であれば証拠として許容されない統計的情報も、証拠として利用可能 (23 条)。

被告の責任の成立が認定される場合、個々の構成員の請求額の立証の積み上げによらずとも責任総額を合理的に算定できるならば、「総額査定」 (aggregate assessment) が許される。 (24 条 1 項)

#### (6) 分配

裁判所は、24 条 1 項による総額査定をした場合、認容額の全部または一部が、クラス構成員の一部または全員に平均的または割合的に (average or proportional basis) 享有されるように充当する旨の決定をすることができる (24 条 2 項)。

裁判所は、判決で認容した額につき、分配方法を指定して、被告による直接分配 (値下げ販売などの方法を含む) や、その他の者による分配を命ずることができる (26 条 2 項)。

「裁判所は、24 条に規定する認容額の全部または一部が裁判所の定めた期限までに分配されずに残った場合、クラス構成員が直接の金銭的救済を得ることにならなくても、クラス構成員に利益をもたらすと合理的に期待される何らかの方法での用途に充当すべきことを命ずることができる。」 (26 条 4 項) それと同時にクラス構成員以外の者の利益になってもよい (26 条 6 項)。

通常は「和解」で決着するので、和解金の分配について柔軟に取り決め、裁判所の許可を求めることになる。

近似分配 (cy-pres distribution) 等はよく行われるようである。

### 第3 関連事項

#### (1) 訴訟費用負担ルール

カナダは、敗訴者負担ルールを原則としている。しかし、クラス・アクションに関しては、ほとんどの州はこのルールの適用を制限している。オンタリオ州は新規の法律問題を提起したり公益に関わる事項を含むテスト・ケースについては、裁量で敗訴者負担を制限する余地を認めているが (31 条)、あまり機能しておらず、実態は敗訴者負担といわれる。

#### (2) 成功報酬契約

クラス・アクションを経済的に支えているのは、原告側弁護士である。弁護士は代表原告と全面成功報酬契約を結ぶ。オンタリオ州では、クラス・アクション法の制定によって初めて成功報酬契約が認められた (33 条)。これにより、敗訴の場合に原告側の訴訟経費のすべてを原告側弁護士 (法律事務所) がかぶることになる。

弁護士は、敗訴の場合の相手方の訴訟費用の負担についても代表原告と補償契約を結ぶことが普通になっている。そのような扱いは訴訟幫助または訴訟の濫用として違法ではないかという意見もあったが、判例上、違法ではないとされた。

クラス・アクションでの弁護士報酬契約は、裁判所の承認を得なければ拘束力を生じない（32条2項）。裁判所は、報酬額が合理的で公正なものであるかどうかを審査する。

### （3）クラス・アクション・ファンド

（4）クラス・アクションの濫用的な提訴の問題がアメリカよりも少ない背景

・カナダでは民事陪審制は憲法上の権利ではなく、クラス・アクションでは採用されていない。懲罰的賠償もない（という意見と、あるが非常に低いという意見とがある）。従って、アメリカのクラス・アクションのように陪審が実際の損害の補償的賠償のほかに巨額の懲罰的賠償を認めるという現象が生じない。

・勝訴の場合の賠償額が巨額にならないければ、その2割、3割で取り決められる成功報酬の額も異常なほど高騰はしない。

・敗訴の場合、原告は訴訟経費の負担や（オンタリオ州等では）相手方費用の負担のおそれから自由ではない（アメリカのような各自負担ルールは徹底していない）。補償契約でそれをかぶる法律事務所は、それゆえ、事件のスクリーニングを慎重に行う（提訴にいたるのは、調査・検討した10件のうちせいぜい1件程度といわれる）。

## 第4 若干の統計データ

### （1）人 口

カナダ全体：3250万人

オンタリオ州：1200万 ケベック州：760万 ブリティッシュ・コロンビア州：400万

### （2）事件数（＝クラス認可申立て件数）

正確な統計はない。文献によると、

オンタリオ州：1993年（法施行）から2001年4月まで 287件（約30件／年平均）

連邦裁判所：2002年から2007年6月まで 48件（約6～7件／年平均）

2007年から全国のクラス・アクション・データベース立ち上げ（カナダ法曹協会）

2007年の前半で全国からの報告数62件。年間新受件数120～150件と推計される。

### （3）クラス認可・不認可の状況

※クラス認可申立てがあっても、和解・取下げ・放置等により、審理がなされないケースもあるが、ここではそれらは除かれている。

オンタリオ州、2008年2月まで：

クラス認可申立ての審理が実施された件数 224件

うち、被告の同意・不抗争による認可 92件

被告が争ったケース 126件（うち認可 74件 認容率59%）

認可決定件数の合計 92+74=166件

このうち、すでに

和解が成立したケース 89件（うち、同意によるクラス認可の事件が66件）

本案判決に至ったケース 14件（うち請求認容判決 7件）